会議

午前10時 0分開会

議長(森 温繁君) おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

よって、平成 17年 11月下田市議会臨時議会は成立いたしましたので、開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長(森 温繁君) 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より 11月 29日までの 2 日間といたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長(森 温繁君) 次に、日程により、会議録署 名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、1番 沢登英信君と2番 土屋 忍君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長(森 温繁君) 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月6日、第114回静岡県東部地区市議会議長会が三島市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、熱海市 提出の「住民基本台帳法の早期見直しに関する要望」及び三島市 提出の「雇用対策と地域活性化について」の2件の議案を審議し、議決いたしました。この 提出議案 2 件につきましては、 10月 18日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することを決定いたしました。

10月 18日、第 129回静岡県市議会議長会定期総会が島田市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、平成 1年静岡県市議会議長会会務報告の後、平成 16年度会計決算認定及び 平成 1年度会計補正予算をそれぞれ承認、議決し、さきの東部地区議長会で 議決いたしました議案を含む4件の議案を審議の上、議決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります浜松市に一任することに決定いたしました。

11月1日、広域行政圏市議会協議会の第54回理事会が東京で開催され、私が出席いたしました。

理事会では、広域行政圏市議会協議会の事務報告の後、平成 16年度決算認定についてを承認し、平成 18年2月に開催予定の第 3回総会の運営について協議いたしました。

11月11日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第67回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

役員会では、会務報告と実行運動について審議し、役員会終了後、「温泉所在都市に対する税財政措置に関する要望書」を、財務省を初め政府関係機関等に提出し、要望いたしました。

11月 25日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成 17年度第 2 回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、静岡県知事の石川嘉延氏を講師に迎え、「富国有徳・創知協働・新しい 国づくり、地域づくり」と題した講演のほか、1件の講演がありました。

次に、10月17日、平成17年度伊豆縦貫自動車道建設促進期 成同盟会並びに伊豆縦貫自動 車道建設推進期成同盟会による合同促進大会が東京都で開催され、私が出席いたしました。

促進大会終了後、国土交通省を初め政府関係機関に要望活動を実施いたしました。

次に、 11月 27日、まち遺産の活かし方「旧南豆製氷所の再生について」のシンポジウムが 東京都で開催され、私が出席いたしました。

次に、要望活動について申し上げます。

10月 14日、下田港整備促進の要望活動が実施され、国土交通省中部地方整備局へ、私が関係団体の方々とともに出席いたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月 18日から 20日にかけて、総務常任委員会が愛媛県東温市の「国民健康保険事業について」と高知県土佐清水市の「防災事業の取り組みについて」を、 11月 9日から 11日にかけて、厚生文教常任委員会が大分県佐伯市の「ゴミ焼却及び処分について」と、同県竹田市の「ゴミ有料化について」と「炭素泉活用による療養の取り組みについて」を、 11月 16日から 18日にかけて、建設経済常任委員会が大分県豊後高田市の「昭和の町づくりについて」と「田染荘について」、同県日田市の「まちづくりと社会実験に ついて」と「都市景観条例について」及び福岡県北九州市の「門司港レトロについて」を、それぞれ視察されました。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月7日から8日にかけて、大川議員を団長として、議席番号が5番から 13番までの議員9名が群馬県沼田市を訪問し、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

11月 10日、静岡県南伊豆町議会の議員 6 名が「議会運営について」、 11月 17日、群馬県前橋市議会の議員 11名が「防災事業について」を、それぞれ視察されました。

次に、監査委員より7月分・8月分の出納検査結果報告書2件の送付がありましたので、 その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件の写しも配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から、提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

番外。

事務局係長(土屋範夫君) 朗読いたします。

下総庶第 148号。平成 17年 11月 28日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成 1年 11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成 17年 11月 28日招集の平成 17年 11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 80

号 平成 17年度下田市一般会計補正予算(第7号)、議第 81号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第 82号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第 83号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

下総庶第 149号。平成 17年 11月 28日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成 17年 11月下田市議会臨時会説明員について。

平成 17年 11月 28日招集の平成 17年 11月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。

市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、市長公室長 出野正徳、総務課 長 土屋徳幸。

以上でございます。

議長(森 温繁君) 以上で諸般の報告を終わります。

議第79号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第 79号 下田市職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長(出野正徳君) では、議第 79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成 17年度人事院勧告に基づき、職員の給与の見直しをするものでございます。

人事院勧告の内容でございますが、ベア中止、定期昇給の停止、賃金カット等を実施した 給与の状況を反映し、2年ぶりに職員給与が民間給与を上回るという状況のもと、月例給に しまして0.36%、金額にして1,389円高いという調査結果となったため、情勢適応の原則に 従い、当市も人事院勧告に従い、職員給与の一部を改正するものでございます。

人事院勧告は、公務員の労働基本権が制約されている代償として、職員の給与が社会一般 の水準からかけ離れないようするととも に、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する 上で制度化されたものでございます。 今回見直しの概要でございますが、説明書の1ページを、皆様お願いをいたします。

1の、給与表のところをご覧いただきたいと思います。

国は 1 級制をとっておりますが、本市は 7 級制でございます。 7 級までの平均改定率はマイナス 0.3%で、国も同じ 0.3%でございます。

2の、諸手当のうち、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当月額1万 3,500円 を、500円減額しまして13,000円とするものでございます。

期末・勤勉手当は、 12月支給分の勤勉手当 0.7月分を 0.05月引き上げ 0.75月と、年間 4.45月分とするものでございます。なお、見直しに当たりましては、他町村の状況を考慮しながら、最終的には、職員組合と3回の交渉に当たりまして 11月 17日に合意できましたので、今回提案をさせていただくものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

条例改正等説明表の2ページ以降をご覧いただきたいと思います。

2ページ、4ページ、6ページが改正前、3ページ、5ページ、7ページがそれぞれ 改正 後の規定でございます。なお、改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてございま す。

今回の条例改正の章でございますが、条例の施行日が異なる関係から 2 条立てとさせていただきました。

まず、第1条関係でございます。

第8条第3項は、扶養手当の改正でございます。

配偶者に係る手当の月額 13,500円を、1万3,000円に改めるものでございます。

次に、第19条は、勤勉手当に関する規定であります。

これまで、 12月期に支給する場合においては 100分の 70を乗じておりましたものを、 100分の 5 引き上げまして 100分の 75とするものでございます。このことによりまして、年間の期末・勤勉手当の支給率が 100分の 445となるものでございます。

次に、別表給与表の改正でございます。

4ページの給与表、5ページの給与表のとおり改めるものでございます。

先ほどご説明しましたように、1級から7級までの改定率はマイナス 0.3%になるものでございます。

第2条関係は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

第 19条は勤勉手当に関する規定で、年間の支給率は 100分の 145でございますので、6月期

の勤勉手当、 12月期の勤勉手当の支給率を 100分の 72.5にそれぞれ改めるものでございます。 議案に戻っていただきまして、附則でございます。

附則第1項は、この条例は、平成 17年 12月 1日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、平成 18年4月1日から施行する。二段ロケット方式としたものでございます。

附則第2項は、平成17年12月に支給する期末手当の額から、平成17年4月分の給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に、同年4月から施行日の属する月の前月11月まで8カ月分にマイナス0.36%を乗じた額と、同年6月に支給されました期末・勤勉手当の額にマイナス0.36%を乗じた額をもって調整をするものでございます。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

議長(森 温繁君) 当局の説明が終わりましたが、本案に対する質疑を許します。 3番。

3番(伊藤英雄君) 人事院勧告でも地方公務員の給与は、地域の実情に合わせて考慮されるべきだというような意見が出ておりますが、下田市においては、財政は非常に厳 しい状態にあり、市内経済も長期にわたる不況の中で冷え込んでおります。

こうした中、人事院勧告にあるとはいえ、賞与を増額するというのは、市民感情からいっても、市の財政状況からいっても不適当なものと思われますが、こうした市民感情、財政の実情、中でも、12月議会においては幼稚園の授業料を初め、公共料金の値上げが見込まれております。一方で市民負担を増やし、ついでに職員のボーナスも増やす、こういうことはいかなる考え方の中で出ているのかについてお尋ねします。

あわせて、全員協議会の中で、新聞にも出たんですが、 10%の賃下げというようなお話が 出ておりました。人事院勧告の改革すべき事項の中に、俸給表の水準を全体として平均 4.8%引き下げるというようなものが出ていますが、このことと、全協でお話のあった 10% の賃下げとはどのような関係にあるのか、あわせてお尋ねします。

議長(森 温繁君) 番外。

市長公室長(出野正徳君) では、期末・勤勉手当の 0.05月の引き上げでございますが、下田市の給与制度につきましては、今まで人勧に基づいて調整をしてきました。人勧で上がった場合は人勧どおり、また人勧で給与のマイナス勧告が出た場 合はマイナスというように、給与表だけではなく、ほかの諸手当、給与手当、期末・勤勉手当等につきましても、人勧に

沿った形でなされてきました。今回も改めて人勧に合わすような格好で、 0.05月引き上げをさせていただきました。確かに、市の財政、厳しいことはわかりますが、今言ったように、 人事院勧告の中でここ数年処理をしてきたものですから、それに合わせて今回提案をさせていただいております。

それに、10%カットについてでございますが、この市の予算編成を組むとき、職員を集めまして、職員の説明会の中で大変予算が厳しいと、5年間で43億ぐらい財源が不足するという中で、ここに総務課長がおりますが、予算調整をしてきました。予算調整をしてきましたが、なかなか調整できないという中で、市長も常々、給与には、基本給には手をつけないとさんざん言ってきましたが、どうしてももう手をつけざるを得ない事態に陥ったということで、今回10%という話が出たわけでございます。本来であれば、我々としては、その10%というものがなければ、当然職員についても期末手当の引き上げというのは、少しは遠慮すべきなのかなということで、それは思っておりました。議員の皆さん方、また市三役についても、期末・勤勉手当0.05月分については引き上げないという方針の中で、当然であれば職員もそうすべきでございましたが、10%カットということがありましたものですから、職員の0.05月分については、引き上げをすることで提案をさせていただいたと、こういうことでございます。

〔発言する者あり〕

市長公室長(出野正徳君) 平均 4.8%でございますが、これについては、今回の人事院勧告の中で大きな 2 つの改革がございまして、既存の、今の給与の見直しと、それぞれ 50年後に給与の構造改正という 2 本立ての 人事院勧告がございまして、その 18年 4 月 1 日からについては、構造改革に合わせた給与の見直しをするということで、この 4.8%のものについては、今後組合といろいろな面で話し合いをしていかなければならないということで、これについては、また、この 12月 7 日に県下職員を集めまして県の説明会がございますので、それ以後いろいろな問題が出てくるかと思います。それらについても様子を見、検討をする必要があるのかなということで、事務的にも、また、組合との話し合いについてももう少し時間を要するのかなと思っております。

以上です。

議長(森 温繁君) 3番。

3番(伊藤英雄君) そうしますと、職員の賞与については、市の財政も市民感情、市内経済も一切考慮をしないで人事院勧告どおり引き上げると、こういうご答弁ですが、それはい

かにも木で鼻をくくったような役人答弁と言わざるを得ないんですね。

一方では、予算の調整がつかないから賃金の 10%を引き下げるという、これまたむちゃくちゃな提案を行っている。やはり、バランスを著しく欠いているとしか言いようがない。僕らサラリーマン、民間で 20年、30年以上やっている感覚から言えば、給与はなかな か手をつけていいものではなく、つけられないですよ。最初にボーナスですよ。ボーナスのカット、ボーナスの支給停止、それらがあった上での給与の引き下げか何かですよ。日々の生活があるわけですから。調整手当の折に、私は、調整手当は国の指定地域になっていない、したがって3%を即時廃止すべきだと言った、そのときに、市長の答弁は「伊藤君の理論はやや過激過ぎる」と、現実的な対応としては、毎年1%程度が妥当なところだろうと、市長の一つの現実主義として調整手当の1%の毎年引き下げがあったと思う。それが去年の話ですよ。年が明けたら、10%をいきなり1年に引き下げるというのは、これまた随分乱暴だなと。これは、人事院勧告でも何もないわけですよ。

一方ではボーナスは人事院勧告には沿って上げると、より生活に密着した賃金は、人事院 勧告にもないのにもかかわらず、 10%の引き下げを提案したいと。人事院勧告で、 4.8%の 見直しをしなさいよと、そういう改革すべき事項が出ている。このことについては、 10%と はまた別に考えると。そうしたら、平均 4.8%は 15%の引き下げですよ。勧告の方では、平 均 4.8%を最高で 7 %に言っていると言う。それでは、最高で 言えば、 17%も毎月の給料が 減るというのは、これはいかにせんとも職員のやる気、モラルをなくす。これでは、 10%下 げても 20%ぐらい職員はやる気をなくしてしまって、能率が落ちてしまうことになってしま うのではないか。

だから、僕はやはり現実的に言えば、人事院勧告を守ると。今回 0.3%引き下げ、そして 改革すべき事項に沿って平均 4.8%の引き下げを行うと、これは正直言って、調整手当の経 過を見ればわかるように、5%の毎月の給料の引き下げというのは大変厳しいことですよ。 本当に厳しい話だけれども、これはやってもらわざ るを得ないと。人事院勧告に従う、だけ れども、やはり下田の財政、それから市内経済を思えば、賞与の増額は、これはない。もう 数日後には、12月議会で幼稚園の授業料の値上げを持ってくるわけですよ。授業料が値上げ されますよ、保育料が値上げされますよ、職員のボーナスは上がりますよでは、これは職員 には、僕は市民に提案できないのではないかと思う。

これは、人事院勧告どおりにやったとおっしゃるけれども、人事院勧告以上のある意味では随分乱暴な 10%の引き下げをだって、そして市民感情、財政状況からいけば、ボーナスの

引き上げというのも、これまた随分乱暴ですよ。ここは、一体どうしてこういう乱暴なことをやって、そして市民感情、あるいは職員のモラル、ここから言っても、そういうむちゃな提案をしないで、やはり賞与の増額を我慢してくれと、こういうことでやったらどうかと思いますが、いかがですか。

議長(森 温繁君) 番外。

市長(石井直樹君) 伊藤議員は、議員になられる前から、大変市の行革ということに対しましているいろなご提案をいただきまして、私もまだその時点で議員とお話ししたようなことも覚えているわけでありますが、今回のこの職員の給与問 題につきましては、まず、従来の職員組合との折衝が、人勧の提案を受けるということに基本的に進めて来た経過がございます。ですから、過去の景気のいいときには、大変人勧どおりに給料も上がりました。しかしながら、ここもう数年は、人勧はマイナス査定がございますから、その都度、職員組合とのお話し合いの中で、人勧どおりという過去の経過を踏まえて、その数字のとおりにやらせてきていただいたわけであります。

そういう中で、今回も、まず、 0.3%の職員の給料表の改定につきましてマイナスでございます。それから、期末・勤勉手当は 0.05カ月の増という、この人勧の案につきましては、従来どおりの話の中でいって……年間のあれでいけば職員のマイナス数千円という形になる。ちょっと細かい数字はわかりませんが、マイナスになります。ですから、決して期末・勤勉手当の 0.05を上げたから、この分が職員のプラスになるという形ではなくて、基本給も当然下がるわけでありますので、そういう中でのマイナスになる。

そういう中で、御存じのように、平成 22年までの財政見込みが今立てられている中で、大変大きな数字が示されております。まさに、議員がおっしゃるような、下 田市が危機的宣言ということをしなければならない時期になっているというご指摘どおりの数字が、今出ています。私は、今この下田市の市政を預かる責任者とすれば、まさに、この財政危機を乗り越えなければならない。これは私ども執行者も当然でありますが、今下田市の運営を一緒にやっておる市の職員の皆さん方にも、この辺のご理解をいただきながら一緒に立て直しをしようという思いの中で、この人勧の要望どおりのご回答とともに、 10%というような数字を出させていただきました。これで 10%カットしたとしても、多分数字的には1億 6,000万円ぐらいの削減という形になるのではなかろうかというふうに思いますが、当然のことながら、また、一部事務組合の方の影響も出てきますので、それなりの数字になる。でも、これも、やったから、決して今の下田市の財政が立ち直るというわけではありません。

確かに、職員の皆さん方からすれば生活給というご回答がありました。しかしながら、生活は市民だれでも、民間であっても、公務員であっても、与えられた賃金の中で一生懸命努力して、下田市民として生活をしておると、そういう中で、この市の財政を破綻させるわけにはいかないという中で、職員の皆さん方にも財政の再建の計画を示しながら、この5年間一緒に努力をして、市民のために頑張ろうというような提案をさせていただいたという中の経過でございまして、確かに、下げる、下げると言っている中で、期末・勤勉手当を 0.05という数字が出てきたのは、やはり基本的には、基本のものについては人勧どおりやろうと、しかしながら、職員への期待、要するに協力を期待するについては、もう5%のカットどころではとても追いつかないという中で、あえて 10%という数字を出させていただきまして、今後も組合の皆さん方とこれからも折衝し ながら、最終的な合意をいただいて、この下田市の財政の立て直しということをしっかりやりたいという思いでございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(森 温繁君) 3番。

3番(伊藤英雄君) それは、市長がいみじくもおっしゃったように、 10%の賃下げを行っても、下田市の財政はよくなるわけではないんですね。むしろ、労働力という観点からいけば、財政の再建に、マイナスに働く要素の方が強いのではないかと思われますね。それで、何より大事なことは、この財政再建を安易に税金等の値上げと賃金引き下げ によって行おうとすること自体がどうなのか。

一つ目の問題として、人事院勧告に従うとはいえ、財政の実態、市内経済の実態、税等の値上げをかんがみたときに、賞与の増額などとはもってのほかであるということ。2点目においては、一方で市民の税負担を行い、賃金の引き下げを行いながらも、財政が立ち直る道筋が明らかになっていない。私から見れば、幼稚園の統廃合をなぜやらないのかと、こうしたことをやって初めて、保険税の値上げなり、賃金引き下げというのは出るんですよ。リストラ社員にもし本道があるとすれば、賃金の引き下げではなく 、人員の削減なんですよ。1980年代に一世を風靡した、来島ドックの坪内さんは、少数にすれば精鋭になると言っています。人数が少なくなって仕事も増えて大変だ、しかし、みんなの生活は守るから何としても頑張って財政を再建しようではないかと、こういう方針でいってこそ、僕は財政の再建ができるのではないかと。どんどん生活不安の中ではやはりモラルが下がる。

質問の時間もなくなりますが、私は最後に、やはり今の実態からいけば、賞与の増額は、 市民感情から言っても、財政の実態から言ってもとても認められない。一方において市長が 調整手当で見せた現実主義、こういうものをかんがみて、 10%の引き下げではなく、人事院 勧告の改善すべき事項としてあった俸給表の水準を全体として見直すと。職員の給料は高い とは言いながら、若年層においてはそう高いとも言い切れない。やはり低い部分もかなりあ る。したがって職員の賃下げについては、人事院勧告にあるように、年齢の高い層について はより引き下げ幅を大きくし、年齢の低い層については、その引き下げ幅を低くする。こう いう現実主義にのっとって行うのが妥当であると、こういう要望を出して質問を終わります。 議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番(沢登英信君) 今、伊藤さんから給与改定の、この賞与の増額についての問題があると、このような発言があったわけですが、まさにそういう意味では、木を見て森を見ない、そういう議論ではないかというような印象も受けるわけです。

第1点、当局に質問したいことは、この人事院勧告を、どのようにまず理解をしているかという点を1点お尋ねしたい。そういう意味では、私の見解を言えば、地方交付税、どこの市町村に暮らそうと、日本国民はそれぞれ同じようなサービスを受けることができると、こういうことで、人件費を含めてその自治体の財政を国はきっちり保障すると、こういう仕組みになっていようかと思うわけです。しかもこの観光立市の下田市にとって、労働者の働く人たちの生活実態がどうであるかと。可処分所得があるかないかというようなことが、やはり観光立市に大きく影響していくことは明らかであると思うわけでございます。そういう観点からいって、官民格差というこの内容は、地域の団体職員や地域の働く人たちの賃金水準を決めていくと、こういうことにもなる大きな内容を持っていようかと思うわけでございます。

ところが、今回出されております人勧の問題は、昨年に引き続きまして基本給を引き下げる。3%とは言いながら、その構造改革も含めて 4.8%、5%にもなる引き下げを内容としているわけでございます。当局の先ほどの答弁の中でも、 12月以降、あるいは年を明けてから、この 4.8%の構造改悪と言ったらいいかと思いますけれども、給与表の構造改善については再度そこで出すんだと、こういう答弁ですから、今回の提案は、全体的にきっちりと提案をされていないと、こういう問題点を持っていようかと思うわけです。そういう意味では、やはりきっちり基本 給の給与でございますから、今まで 30万円もらっていた方が5%削減される、既に4月からですから、それぞれ授業料やいろいろな生活費に費やしてきたものを、契約は既にその 30万なら 30万なら 30万と契約して月額受け取っているのに、それをさらにそれから1

万5,000円も返しなさいと、こういう提案になっているわけです。既に生活を支えるために使ってきたこの費用を戻せというようなことでございますから、不利益不遡及というこの原則を、大きく昨年に続いて踏み外していると、こういうことだろうと思いますが、この点をどのように理解をしているのか と、人勧の内容についての当局の見解を、第1点にお伺いをしたいと思います。

それから、この人事院勧告は、下田の全体の働く人たちの賃金水準を一つ決めていくと、保障していくということになると同時に、市長は給与の問題としてだけではなく、財政の問題として、5年間 10%のカット提案を組合にしていると。それは、組合と交渉することは結構だろうと思いますが、それを新聞発表するような形で、既成事実かのような態度をこの期間とってきていようかと思うわけでございます。財政問題であるとすれば、それは5年間の財政計画が少なくもどのように計画をされ、再建をしていくのかと、こういうことを当然市民に明らかにし、また職員にも明らかにされてこなければならないと思うわけでございますが、これらの点は全く明らかにせずに、5年間 10%の削減のみが最先行すると、こういう事態になっていようかと思います。

特に、30万、あるいは中堅の職員にとってはお子さんがまだ高校や大学に行っていると、こういう状態の中で、3万、あるいは5万というような月額の給与が削減をされていくというようなことでは、働く人たちの労働意欲や再生産がままならないと、こういうことにもつながっていくと思うわけでございます。そういう点で、まず組合との交渉の中で、組合合意をきっちりかち取り、それを尊重していくという姿勢が必要であると思うわけでございますが、この点についての当局の見解を、この合意をどのようにかち取り、今後、合意のないものを先走って新聞報道して、あたかも合意があるかのような、こういう手法というのは改めるべきものだと。当局の姿勢として反省をすべきものだと考えるわけでございますが、この点の見解を市長からお伺いをしたいと。

そして、やはりこの労使合意の信頼関係を、まずきっちりとかち取るとい うことを再度求めたいと思うわけでございます。

さて、この人事院勧告が、そういう意味では、再度この給料表だけではなくて、昇給をそれぞれ4段階に評価をして昇給を進めていくと、まさに、職員の中の給与差別をある意味ではより強化していくというような内容が含まれていようかと思うわけでございますが、この点についての当局の見解、このような方向は、当市にとっては実施すべきものではないと、このように考えるわけでございますが、その見解はどうか、4点目としてお尋ねをしたいと

思います。

それから、この人件費の問題がすぐれて財 政問題とつながっていると、何とかこの財政再建を図るために人件費を 10%削減をしたいと、このように市長は言っているわけでございますので、この期間、市長は公約として観光立市と財政再建が大きな柱であると、このように言ってきたかと思うわけですが、財政再建に向けての努力がどのようになされてきたのか。特に経営戦略会議なるものを持って検討をしてきたかと思うわけでございますが、この会議の内容、その改善の方向がどのように討議をされてきたのか、明らかにしていただきたいと思います。

以上、質問いたします。

議長(森 温繁君) 番外。

市長公室長(出野正徳君) では、最初の人勧の内容でございますが、当然人事院勧告については、全国の市内の企業、大体 8,300の事業所約 35万人ぐらいの従業員の調査、また県においては約 1,118の事業所の調査をして、それに基づいた数値を出したということで、先ほどもご説明いたしましたように、月例給、月給にして 0.36%、公務員の方が高いと。月例にして 1,389円も高いという数値が出ました。それを受けて、公務員と民間については情勢適応の原則という中で、均衡の原則というのが公務員はございます。職員の給与 というのは、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないという規定の中で、人事院勧告というのはなされておるわけでございまして、その中で、今言いました月例にして 0.36%、1,389円の差額については、12月の期末手当で調整をしましょうということで、公務員は少しもらい過ぎだという中で、少しお返ししましょうということで、今回条例は提案をさせていただいたものでございます。

また、扶養手当については配偶者の扶養でございますが、1万 3,500円を1万3,000円。それで、期末・勤勉手当については、先ほど言いました、全国事業所の期末・勤勉手当については4.46カ月ということで、民間の方は若干高いものですから、民間に合わす形で、 0.05の引き上げがなされたということでございます。

伊藤議員の質問にありましたように、確かに、この下田の経済を考えますと、それはいかがなものかという話はございましたが、今まで人勧に遵守しながら下田市の給与改正を行ってきたと。当然、人勧のマイナス勧告が出れば、職員についてはマイナスでお願いと、またプラス勧告が出たらプラス勧告で、プラスという格好の中でお願いした経過がありましたので、今回人事院勧告を遵守いたしましたということでございます。

それで、もう一つは不利益不遡及の原則でございますが、これにつきましては、新聞にもこの間出ていたんですが、公務員の給与の調整というのはどうだろうかということなんですが、これは最高裁の中で判決がございます。不利益不遡及の原則というのは私企業についてのもので、国家公務員にそのまま当てはめられないと、そういう最高裁の判決が出されております。今回も、あくまでも遡及ではなく調整をする形で、4月に遡った 形で、今回調整をしますということでお願いをしたものでございます。

職員組合との合意でございますが、これらについては、あくまでも今まで職員組合と合意をした中で給与を改定してきました。今回についても、私としてはあくまでも職員組合と十分な話し合いの中で上程をしていきたいと、そのように考えております。先ほど、沢登議員が4.8%とか、今後のものを言いましたが、人勧でございますが、内容でございますが、 11月のこの議会でお願いしますのは、給与表と給与水準の見直しということで、今回提案をさせていただきました。今後、50年ぶりの俸給表の構造改革、改善というのは、何らか今すぐ組合と話というか、なかなかまとまりませんので……まとまりというか、組合に話を投げかけてございますが、まずこの人勧の改定後に、それぞれ組合といろいろな面で話し合いをする予定でございます。その内容でございますが、今後、勤務実績に基づく昇給制度の導入、また、地域手当の導入、または昇給月を月1回、今1月、4月、7月、10月と年4回の職員のそれぞれ昇給月が違いますが、年に4回の昇給月がありまして、これを年1回にしようということで、職員の給与については、成績主義を取り上げていこうというのが、この人勧の内容でございます。

また、伊藤議員も言いましたように、給与表の改革ということで、職員の給与というのは 4.8%民間より高いという中で見直しをしようという中で、それぞれ 4.8%見直しをするんで すが、若年層については、給与が低いものですから、それはそのままにして、中高年齢をその分引き下げようということで、大体その率が7%ぐらいになるのかなということで、これらについては、今後組合と十分話をしながら、また県下の動向を見ながら、話し合いをして いく予定でございます。まとまり次第、ま た議案については、 12月議会には間に合いませんので、また、1月ないしは2月の臨時会の招集をお願いしまして、また上程をする予定でございます。

以上でございます。

議長(森 温繁君) 市長。番外。

市長(石井直樹君) 職員の 10%の基本給のカットということにつきましては、私の思いを

当然述べてきたわけでありまして、今後、市長の方針という中で、職員組合の皆さん方とし っかり合意をとっていきたいというふうに思います。しかしながら、原則的には、やはり行 政も会社と同じであろうというのが私の持論でありますけれども、予 算が組めなければ事業 は執行できません。それで困るのは、最終的には市民であります。ですから、市民の大切な 税金で我々は働かせていただいている以上、市の行政が執行できないような事態にすること は、当然私どもできませんし、市の職員もそういう思いではなかろうかという中で、最終的 には、今の予算編成の中で、どうしても私は手をつけたくなかった人件費まで手をつけなけ れば予算執行ができないという今、予算編成の中での思いを組合の方へぶつけてあります。 ですから、最終的には、基本的には職員組合との合意を必要というふうに私は考えておりま すが、当然大きな問題でありますから、組合との合意が得られないことも想定されますが、 しかしながら、最終的には何とかお願いをして合意をいただきたいという思いで、今後お話 し合いを進めていきます。これはやはり、職員の人たちも同じ運命共同体の中の1人である という認識を持っていただきたい。これができなければ、行政の運営ができなければ、だれ が困るかということになると、市民が困るわけですよ。そういう事態に陥っていいのかとい うような形の中で、本当につらい立場はわかりますが、職員の皆さん方にも今お願いをして いるところであります ので、ぜひ議員の皆さん方にもご理解をいただきたいというふうに思 います。

行革と観光立市というものにつきましての施策は大きな私の公約でありますけれども、行革のものにつきましては、再三この議会の中でもご質問されて、その都度ご説明申し上げてきました。戦略会議の中でも、やはり今、この危機を乗り切るというためにいろいろな補助金のカット、あるいは公共料金の値上げ、市民の皆さんには大きな痛みを伴っていただかなければならないという思いの裏に、当然我々とすれば、その負担も我々三役も当然負わなければならない、職員も負っていただきたい、こういう思いの中で一緒にこれを乗り切ろうという思いで、職員の皆さん方との交渉をしておるところでございますので、最終的には合意という中でいきたいと、こんなふうな思いで今頑張っているところであります。

ぜひ、議員の皆さん方にもこういう思いを受けていただきまして、今議員の方でも行革の特別委員会、最終のご報告がそろそろ出そうでございますけれども、やはり、この 22年まで出ている数字の裏づけをしっかり見ていただきまして、このようなことをしなければ乗り切れないという思いを一緒にしていただきたい、このように 思います。

議長(森 温繁君) 1番。

1番(沢登英信君) 4月に基本給を遡って削減をする、不利益不遡及の原則は最高裁で法的には認められているんだと、こういう答弁でありますが、法的に認められればやはりいいということではなくて、その実態から考えますと、契約したこの賃金で働きますと、一生懸命頑張りますと、30万円もらった人が、12月になったら30万円ではなくて、あなたの給料は28万円ですよ、あるいは27万円ですよと、その差額を返しなさい、このような契約が、社会一般で、あるはずがないと思うわけでございます。しかも、それは基本給、生活を支える基本的な賃金であるということからいって、この人勧が幾ら出ようと、不利益不遡及の原則に反していることは明らかであると思うわけでございます。

そういう点からいえば、人勧のすべてを、この 12月で実施をするということではない、構造改善については今後検討していくと、こういうことからいえば、ほかの適用と同じように、12月1日から基本給については当然適用をすべきだと。そうでなければ、基本給をまさに振りだましをするような契約違反を、その都度 12月で毎年行うというようなことがあってはいけないと思うわけでございます。この点についても、やはり当局の痛み、これをどのように改善していくかというような見解について、前向きの答弁をぜひともいただきたいと思うわけでございます。

それから、今後の給与改善に当たっては、市長自ら職員組合、職員との合意を大切にして 進めていきたいと、こういう見解でございますので、ぜひともこの合意を大切にすると、職 員のやる気や協力なくしてよい市政は当然進められないと思うわけですので、この点を要望 をしてまいりたいと思うのでございます。

それから、そういう意味では、この人事院の勧告の給与問題が、すぐれて給与問題だけではなくて、財政再建の問題として、市長自らが位置づけているということが明らかになったわけでございます。しかし、10%の削減を5年間という長い間しても、この財政が再建できるどころか、ますます破綻をするような事態になっているということも、一方で市長が認めていようかと思うわけです。議員に提出されました下田市の財政見通しを見ますと、17年度決算見込みで、実質単年度収支が1億9,000万円からの赤字だと。しかし18年度は8億2,000万円だと。19年度は1億1,000万円もの赤字だと。さらに、20年度も10億6,000万円からの赤字だと、こういう見通しを自ら出しているわけでございます。これは、ただ見通しをすればいいということではなくて、なぜこのような状態になるのかということを明らかにして、その原因を一つ一つ取り除いていくという努力が必要だろうと思うわけです。

組合との団体交渉のニュースを見ますと、市長三役自ら 12%の給与を削減したと。だから、

職員も 10%程度の給与の削減はしようがないんだと、このように受け取れるかのような発言が、記載がされているわけでございますが、やはりそういう ことではなくて、政策として、市長として、どういう財政再建の展望を示すか、示せるかということが大きな柱だと思うわけです。現時点の状況からいえば、財政危機宣言をして市民全体の協力を得ると。そして、当局はどのような方針を持って、単年度ではなくて、5年間、あるいは 10年間で、この今日の状態を乗り切っていくのかということを示す責任があると思うわけです。自らの責任を放棄して、単年度予算の帳じり合わせのみをしているというぐあいにしか理解がされない。今日の 20%一律カットの予算編成方針を見ましても、この感は強く感じるわけで ございます。

市税 10億からのこの滞納金をどのように徴収して、税の公平性、そして財政の歳入の確保を図っていくのかと、こういう課題が、残念ながら何ら具体的に進んでいないと、この現状をどう見て、どう責任をおとりになるのかということが市長に問われていると、一例を言えば思うわけでございます。このような観点からの市長の答弁をお願いをしたいと。財政再建をどのような姿勢で図ろうとしているのか、この職員の給与の改正とあわせて、再度お尋ねをしたいと思います。

議長(森 温繁君) 市長。番外。

市長(石井直樹君) お示ししてある平成 22年度までの財政見込みは、当然既定の今後かかわる部分と、今現在、各課から当然要望が来ているというのを基本としてつくってあります。ですからこれは、今取りかかっております行革の中で、少しずつ数字は、当然 18年度の予算編成の、今度はまた数字を基本という形でつくらせていただきますので、数字的には違ってくるかと思います。

ただこれは、いわゆる人件費に手をつけてそういうものをカットすれば、当然埋まる数字ではありません。大変大きな数字であります。ですから、当然のことながら、今後は大きな課題というものに、今かかっているわけでございますけれども、これを実行に移すというような形であります。当然これは、先ほど伊藤議員がおっしゃった幼稚園の統合という問題につきましても、本年は1年遅らされてしまいました。これをやろうという思いは、私は強かったわけでありますけれども、1年改革が遅れてしまいました。しかしながら、こういうこともしっかりご理解をいただきながら、私は今、当然のことながら、三役であります教育長等を中心として、教育施設の整備計画というものも大きな課題として取り組んで、計画をつくらせていただいておりますので、この数字的なものとか、あるいは計画的なものは、当然この財政の危機の状況を市民にお知らせするという中で、ある程度広報等を使いながら示し

ていきたいと、今計画をしておりますので、そういう中でのお話ということになろうかとい うふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(森 温繁君) 1番。

1番(沢登英信君) 今の市長の答弁、ぜひとも進めていただきたいと思いますし、やはり今日、観光の不況の中で人口も減ると。人口が減って高齢化がどんどん進んでいくと。こういうことは、財政の面では、ますます市民の所得は下が り、それに伴う税も落ち込んでいくと。財政見通しの中でも、 7,000万円から約1億にかけての市民税の減を見込まざるを得ないと。そしてやはり、国、県、地方交付税や各種の交付金を含めて、2億円余の国から本来来るべき歳入が来ないと、こういう現実を明らかにして、国の政治のこの各自治体への大変な危機的な状況を明らかにしていく、どうそれを乗り越えるのかと。こういうことを真摯に問いかけていく姿勢が、今必要だろうと思うわけです。そういう点で、人口をどのように増やしていくのかと。大変な高齢化をどう対応していくのかと。困難な課題 ではあろうかと思いますが、それらのものにきっちり、財政の問題の観点からも取り組んでいくというような姿勢をきっちり市長に示していただきたいと。このように、要望して終わります。

議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

議長(森 温繁君) ちょっとお待ちください。質疑の途中ですけれども、ここで 10分間休憩させてください。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、質疑を続けます。

1播。

1 1番(梅田福男君) ただいまのこの1番議員ないし3番議員のお話を聞いていますと、ある程度了解もするわけでございます。また一方、当局のお話を聞きますと、それもやはりなるほどなというものがある。私としても、ここで、本当に個人的には困るというか、職員組合と合意するということでございますからいいとしても、一方では上げますよ、一方では10%下げますよと、こういうことでございますから、職員の方々もこれは大いに悩みがあるうかと思います。そこで、今1人生活していく上で、非常に大事な年齢の職員の方々の平均

を考えると、1人当たりの手取り分というものが非常に少なくなるのではなかろうかと思う わけですね。

それで、そこでもって平均でございますけれども、大体職員の平均値はどのくらいマイナスになるのか。もう一方、下田市の財政全般を考えた場合、私は、非常に下田市の市内経済にしてもマイナスになるのではなかろうかと思いますけれども、しかし、市の財政の中でどの程度の金額が浮かんでくるのか、この点をお伺いいたします。

議長(森 温繁君) 番外。

市長公室長(出野正徳君) では、今回の人事院勧告のマイナス3%の給料、また、扶養手当の500円の減、それに、期末・勤勉手当の0.05月の引き上げ等を含めました中で、大体、職員の課長職、57歳ぐらいの職員で、配偶者がいて扶養が1人いた場合、約4,770円ぐらいです。それで、入ってまだ四、五年の若い職員については、独身の職員については約1,034円ぐらいの年間のマイナスでございます。

今回、後ほどの議案で予算について、また総務課長の方から話があろうかと思いますが、 全体の予算の中で、この人勧の分の給与改定、また、職員の手当等の移動によって調整部分 を合わせますと、約 110万円ぐらいの予算の減 になる予定でございます。

以上でございます。

議長(森 温繁君) 1番。

11番(梅田福男君) 市の全体としての 110万円程度、職員の1人平均が 4,700円程度ということでございます。総合しますと非常に、経済的にはこれはプラス・マイナス心配する面もあるわけでございますけれども、しかしながら、今言ったとおり、1人平均 4,700円だけれども、あれは給料で 4,700円ですね。そうすると、年間になると4万、5万ちょっとということになりますと、やはりこれは、職員は大変なマイナスになろうかと、こう思うわけです。

そういうことを考えると、やはりここで下田市としては、職員を優遇していいのか、下田市全体のことを考えていいのかという問題点が、非常にあろうかと思いますけれども、私はここで言いたいのは、やはり下田市としては自分の使っている職員でございますから、この方々の要望も聞かなければならない、こういうことでございますので、金額にしては、これは市民に言わせれば、怒られるかもしれませんけれども、大した金額ではない。これを私は言いたい。これが、5年間ということになりますと違いますけれども、やはり1年間を計算すれば、大した金額ではないということと思われますので、ぜひこれが職員組合の肩を持つ

わけではございませんけれども、やはり思い切ったことをやってあげなくてはいけないのではないかと、このように思います。

以上でございます。

議長(森 温繁君) 番外。

市長公室長(出野正徳君) 今、梅田議員の質問の中でございますが、私の答弁不足もあろうかと思いますが、職員の平均をしますと約 2,015円でございます。これは年間でございます。ということで了解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番(小林弘次君) 給与費の職員給与に関するこの条例の改正ということでございますが、人勧のものに基づいて、今回この改正をしたというお話でございました。これまでの職員給与につきましては、ことごとく人勧ということに基づいてやってきたというお話でございました。私の知っている限りでは、昭和 40年代から 50年代にかけては大幅な官民給与の格差がありまして、10%、あるいは 15%の引き上げの勧告があって、自治体としては、その人事院勧告に従い切れなくて、要するに勧告どおりの引き上げを しないで、カットして引き上げてきたという経緯もございました。したがって、長年にわたって、助役さんたちは御存じだかと思いますが、この人事院勧告の完全実施という形で職員の組合と当局は交渉し、今最近になりましては、ほとんど人事院勧告の完全実施という形でおやりになってきたと。勝手な大幅な引き上げについてはカットして、要するにその引き上げにもいかないやり方でもやってきたという経緯があるわけです。最近、ここ数年を見てみますと、官民の格差がむしる官の方、要するに公務員の方が高くなっているから引き下げなさいという、マイナス の答申というものが増えているわけです。そういう点では、やはり厳しい状況になっているのかなというふうに思うわけでございます。

そこで、あわせて、石井さんもそうですが、前の池谷市長時代から行財政改革ということで、適正な定員管理ということで、職員の定数もかなり大幅に減らしてきたという実情があると思います。そういう点から見ますと、いわゆるその職員の給与を含む経常経費というふうなものは、大きく決算上の数値から見て、むしろ低くなっているのではないのかというふうに私は思うわけでございます。それで、そういう点では、今後の財政という問題を考えてみたときに、果たして下田市の財政の再建に当たって、職員給与の問題という格好だけで、

これが決着がつくかどうかということは、極めて疑問だと思うんです。

そこで、私は再度、再確認したいと思いますが、そういう点では職員の給与というふうなことにつきましては、当然地方公務員法なり、そして労働基準法なり、あるいは労働組合法なりという、いわゆる労働三法、あるいは地方公務員法という、こういう規定、規則、法律に基づいて行われるということになるわけでございますが、それにあわせて大事な点は、労使の慣行の重視ということだと思います。したがって、多くの皆さんが言っているように、働いている人と使っている人での、本来話し合いで給与というものは決まるという、この視点から、ぜひ労使の慣行というものを今後も崩さずに、労使の関係がぎくしゃくした格好で進むということは、市政の推進に当たって極めてマイナスになると思います。そういう点では、ぜひ今後ともこの労使の慣行重視、労使に話し合いによって、この待遇や給与の問題についての決定を進めていくという、この方針を堅持していくという市長提案もございましたから、ぜひこれは、そういう形で進めていただきたいと思います。

そこで、質問したいと思いますが、私、仮に今回 10%カットとかいろいろな提案もしているということのようでございますが、その点につきまして、やはり給与というふうな問題だけでなく、退職金、あるいは当然僕は申し上げましたが、市長、助役を含めた退職金制度、あるいは市の職員の退職金制度を含めて、いろいろな全面的な検討が必要ではないのかと。場合によったら、この際、退手組合から離脱して、独自の体制をとった方がいいのではないのかと、こういうことも検討すべき時候に来ているのではないのかという ふうに私は思うわけでございます。

ともあれ、財政全体の状況の中で、職員の給与とかそういう問題だけではなく、全体として、下田市の財政の危機に立ち至った原因というのはどこにあるのかと、どういうところに問題点があるのかという、こういう分析の上に立って、少し焦らずに財政再建の道筋を明確にしていただきたいと、こういうことを要望しまして質問を終わります。

議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております 議第 79号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

議第80~83号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第 80号 平成 17年度下田市一般会計補正予算

(第7号)、議第8号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長(土屋徳幸君) それでは、議第 80号から議第 83号までの各補正予算につきまして、 一括してご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意 願います。

今回の各会計の補正は、ただいまご説明がありました、議第 79号でご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正でございます。

まず、議第 80号 平成 17年度下田市一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算書の2ページから4ページまでの第1表に記載されているとおりでありますが、その内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明をさせていただきます。 続いて、補正予算書の28ページをお開きください。

議第8号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16億2,873万5,000円とするものであります。

なお、補正の歳入歳出の金額は、 29ページから 30ページまでの第1表に記載されているとおりでありますが、その内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明をさせていただきます。

続いて、補正予算書の 36ページをお開きください。

議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算書の37ページの第1表に記載されているとおりであります。その内容につきましては、補正予算書の概要にて後ほどご説明をさせていただきます。

続いて、水道事業会計でございますが、水色の補正予算書をご用意ください。

まず、第1ページの議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)は、今

回の人勧等に伴います所要額として、第5条に記載のとおり、職員給与費1億 2,992万2,000 円を、1億2,991万2,000円に改めることにより、1万円の減額となるものであります。

内容につきましては、補正予算の概要に てご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の 概要をご用意ください。

では、概要についてご説明申し上げます。

まず、上段の一般会計でございますが、職員 267名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で107万6,000円の減額、職員手当等で56万8,000円の増額、共済費及び退職手当組合負担金で30万4,000円の減額、その他の補正額 年度中途によります、育児休業等によります異動でございますが、これは給料で53万4,000円の減額、職員手当等で45万8,000円の増額、共済費で4万3,000円の減額となり、一般会計としては、全体で93万1,000円の減額となるものであります。

なお、介護保険特別会計の人件費の補正の関係で、介護保険会計繰出金が 9,000円の減額 となり、これらの調整額として、予備費に 94万円を追加するものでございます。

2 段目の介護保険特別会計でございますが、職員 5 名分の人件費で、給与改定に伴う分が 給料で2万円の減額、職員手当等で1万 1,000円の増、その他の補正はございませんので、 介護保険特別会計としては 9,000円の減額となるものであり、この分の一般会計からの繰り 入れを減額するというものであります。

3 段目の下水道事業特別会計でありますが、職員 9 名分の人件費で、給与改定に伴う分が 給料で 3 万 1,000円の減額、職員手当等で 1 万 7,000円の増額、その他の補正額は職員手当等 で 15万円の減額となり、下水道事業特別会計では 16万 4,000円の減額となるものであり、こ の分を予備費で調整してございます。

4段目の水道事業会計は、職員 13名分の人件費で、給与改定に伴う給料で4万 1,000円の減額、職員手当等で3万 1,000円の増額、その他の補正額はございませんので、水道事業会計としては1万円の減額となるものであり、この減額分を当年度受益等によって追加するものであります。

合計で、一般職 296人分の人件費として、給料で 170万 2,000円の減額、職員手当等で 93万 5,000円の増額、共済費で 12万 7,000円の減額、退職手当組合負担金で 22万円の減額の 111万 4,000円の減額となるというものでございます。

以上で、議第 80号から議第 83号までの説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。 議長(森 温繁君) 議第80号から議第83号までについての当局の説明が終わりました。 ただいま議題となっております4件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 80号から議第 83号議案まで、総務常任委員会に付託いたします。

〔発言する者あり〕

議長(森 温繁君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより、委員会審査をお願いし、明日本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参 集のほどよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時32分散会